

大内氏の博多支配機構

佐伯, 弘次

<https://doi.org/10.15017/2230665>

出版情報 : 史淵. 122, pp.1-31, 1985-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



大内氏の博多支配機構

佐伯弘次

はじめに

日明貿易において、大内氏が博多商人を基盤として貿易を行い、堺商人を基盤とする細川氏と対立したことはほぼ定説化している。しかし、大内氏と博多および博多商人との関係については、十分な検討がなされているとは言い難い。本稿は、前稿^{〔1〕}に引き続き、大内氏の博多支配研究の一環として、大内氏と博多との関係の具体相を支配機構の側面から検討する。それは同時に中世博多研究の前提ともなるものである。

中世博多史を研究する場合、まず障害になるのが文献史料の僅少性である。これを補うために、後世の編纂物等を援用する方法がとられることがある。確かにそれは一定程度有効な方法ではあるが、二次史料の中世史像復元に対する有効性は、史料批判を経た場合にのみ発揮される。その史料批判の座標軸となるのは、一等史料およびそれによって構成された歴史像以外にはない。そこで本稿では、まず一等史料とそれ以外の史料を峻別して、数少ない個々の史料を具体的に吟味する作業を通して、大内氏の博多支配機構を浮き彫りにしていきたい。

本論にはいる前に、その前提として、室町・戦国期の地域権力による博多の支配関係を概観しておきたい。

博多を拠点にして朝鮮貿易を活発に行い、博多の「里巷岐路」に門を作るなど、博多の都市形成にも貢献した九州探題渋川氏が、応永末年に没落すると、筑前守護少貳氏およびその背後にいた対馬宗氏、従来から博多とその近隣に拠点を有していた大友氏、筑前進出を意図する大内氏の三者が博多支配をめぐる競争した。永享期から文安期にかけては、博多をめぐる錯綜した政治関係が展開したが、しだいに大内氏が優勢となり、筑前国を守護領国化し、博多支配を安定させ、対外交渉の拠点化を図っていく。当時の大内氏は大友氏の博多興浜（息浜）支配を容認しており、大友氏も田原貞成を博多に派遣し、興浜を拠点として対外交渉を行った。応仁・文明の乱が起ると、筑前国を掌握した少貳氏は、宗貞国を住吉に留め、宗直家を博多代官とした。

文明十年に大内政弘は豊前・筑前を回復し、博多は再び大内氏の支配下に入った。大内氏は大友氏領興浜の領有を企て、特に大友氏が本来有していた興浜入船公事徴収権の奪取を図り、両者は度々対立した。ただし、大友氏領興浜の点役公事徴収権は大内氏側が保持しており、この時期においては大内氏が優勢であった。

十六世紀中葉の大内氏の滅亡後、博多は大友氏の支配下に入った。この当時の博多は、「下全域において、当時博多の市以上に高級かつ裕福なところはどこにもなかった。というのは（市民は）すべて商人から構成される制度となっていたからで、それは万事において堺の市を模倣したものであった。」⁷「同市の富裕なる商人等は戦の起らんとするを見れば進物を贈りて交渉し、かつて破壊されたることなし」というように自治都市化していた。しかし、大友氏の筑前国支配は安定したものではなく、一五五九年（永祿二）の「国衆」筑紫氏の反乱や一五八〇年（天正八年）の龍造寺氏の侵入の際に戦火にあって潰滅的な打撃をうけ、中世都市博多は終焉を迎えたのである。

以上の通史を前提として、本稿では、はじめに大内氏の筑前国支配の根幹を担った守護代が大内氏の博多支配にいかなる関与をしたかを考察し、次に、大内氏の博多支配機構として既に指摘がなされている博多下代官山鹿氏を個別に検討し、そこから派生する博多代官の問題について考察する。最後に、十六世紀後半の大友氏時代の博多支配機

構について概観し、大名権力による博多支配機構の変遷を明らかにしたい。

一 筑前守護代と博多

本節では、筑前守護代と博多の関係を可及的に明らかにし、守護代の博多支配に占めた位置について検討する。

(1) 仁保盛安

教弘期の筑前守護代仁保盛安は博多に屋敷を有した^①。また、寛正五年に朝鮮と通交していることは、筑前守護代としての立場を利用したものと考えられ、注目される。

(2) 陶弘護・同弘詮

文明十年から十一年にかけて筑前守護代に在職した陶弘護は、博多承天寺に宿していたが、博多支配をめぐって大内氏有力家臣飯田氏と対立した。また、この時期に陶氏家臣が対馬商人の筑前渡海を認めた過所および博多興浜入船公事を免除した公事免許状を発給しており、筑前―博多へ渡航する船の過所発給権と博多興浜入船公事免除権を陶氏が有していたことがわかる。これは、分国の流通統制機能を守護代が担っていたことを示しているが、本来、領主大友氏に帰属していた興浜入船公事免除権（おそらくは公事徴収権も）を有していたことは注目すべきである。なお、陶弘詮と博多との関係は、管見の史料からは明らかにしえない。

(3) 神代貞綱

長享から文龜にかけて筑前守護代であった神代貞綱は、博多興浜の点役公事違背について、大友氏側の雑掌との交渉が大内氏から命じられており、博多善導寺領が違乱に及んだ際に、違乱した給人の「嚴重一筆」を披見し、関係史料を同寺に提示している。また、筥崎宮から巻数を請け取っており、延徳二年秋には、九州に下向した連歌師兼載に

対して箱崎で一座をすすめるなど、箱崎との関係が深い。

(4) 杉武連

永正三年閏十一月十六日飯田興秀書状に、「於当寺諸人寄宿事、停止之御法度候処、当時杉十郎方可有寄宿之由、内々就被及聞召候」とあるように、杉武連は博多善導寺に寄宿しようとしていた。しかし善導寺の訴えにより成功せず、善導寺の諸人寄宿停止が再確認された。

(5) 杉興長

永正から天文初期にかけて筑前守護代であった杉興長は、次の文書を博多善導寺に発給した。

当寺領諸天役等事、為別而敬信令免除、然者、以此状之旨、御寺務不可有相違之状如件

永正十二年九月十七日

(杉)
興長(花押)

善導寺 侍者禪師

この文書は、杉興長が善導寺領の諸天役を免除した公事免許状である。「別而敬信」というのは大内氏ではなく杉興長の意志であり、書下という文書形式からすると、この公事免除の主体は杉興長であった。博多善導寺領は那珂郡・筵田郡・糟屋郡に散在しており、この杉興長の免除行為は、守護代の国内年貢公事徴収機能に由来している。公的な年貢公事徴収機能を私的な免除行為に転化していく杉氏の動向を知ることができる。

(6) 杉興運

天文期の筑前守護代杉興運は、天文四年九月十三日、善導寺領の城役ならびに諸課役を「先証文」の旨に任せて免除し、善導寺侍者禪師の寺務を安堵した。「先証文」とは先に引用した杉興長免許状であり、杉氏は代々善導寺領の公

事免除を行い、あわせて寺務の安堵行為にまで及んでいる。博多善導寺と筑前守護代豊後守系杉氏の関係の深さを知ることができる。

博多津土居道場・同官内兩門前東在家諸職人牛馬以下諸公役事、任先例被免除畢、可被存其旨之由、依仰執達如件
天文四年七月九日

杉彈(興進)正忠殿①

博多津土居道場②称名寺と官内兩門前の在家・諸職人・牛馬以下の諸公役を先例に任せて免除する旨を、守護代杉興運に伝達した大内氏奉行人連署奉書である。この免除の主体は文面から大内氏であることは明らかである。分国の年貢・公事徴収を管轄する守護代にその免除を伝えたものであり、大内領国においてはこのような課役免除形式が一般的であった。先の守護代による諸天役・城役・諸課役の免除はむしろ異例であり、守護代としての職権を逸脱するものであったと言える。

また同時期に、博多津沖浜称名寺が「開陣御礼」のため大内氏のもとに参上し、大内義隆と対面しており、その旨が大内氏奉行人から杉興運へ伝えられた。③天文八年の大内氏の遣明船派遣に際しては、明への進物用の馬四匹のうち一疋を杉興運が調達している。

(7) 小結

守護代と博多の関係を総括すると、仁保盛安・陶弘護・杉武連の三名は何らかの形で博多に拠点を有しており、仁

保盛安に至っては朝鮮との通交を行った。その背景には盛安と博多の密接な関係があると推定される。また各守護代は、津内寺社および他地域の商人の諸課役の賦課・免除に関与しているが、これは、守護代の本来的な機能に基づいている。また、陶弘護が過所発給、博多興浜入船公事免除を行ったことは、守護代による交通・流通統制が行われたことを意味しており、注目される。しかし、他の守護代については同様の事例は検証できない。

以上検討してきた筑前守護代と博多との関係は、守護代の全体的活動からするとごく一部にすぎず、博多支配との関係は深いとは言いがたい。筑前守護代は分国代官支配の一環として博多に関わったと言いうことができよう。

二 博多下代官山鹿氏

大内氏の博多下代官山鹿氏については、すでに川添昭二氏が、(1)山鹿耆岐守は飯田弘秀の家人で、「博多津下代官」であったこと、(2)博多津下代官は検断権を有していたこと、(3)山鹿氏は博多津下代官を譜代的に歴任し、山鹿耆岐守のほか、山鹿耆岐守秀宗・山鹿治部少輔・山鹿治部丞・山鹿彈正忠・山鹿和泉守秀康が博多下代官として検出されること、(4)山鹿氏の出自は麻生氏の同族であることなどを指摘され、山鹿氏の輪郭を明らかにされた¹⁹⁾。私も、氏の所説の一部——山鹿氏の実名及び「老者」の解釈——については若干の私見を述べたことがある²⁰⁾。

本節では、以上の先行研究をふまえて、博多下代官山鹿氏の個別的検討を行い、山鹿氏が大内氏の博多支配において担った機能を明らかにしたい。

(一) 所職の名称

山鹿氏の所職の名称は、「正任記」文明十年十月十五日条に「(博多)当津下代官山鹿耆岐守」とあるのが唯一の史料所見²¹⁾

である。「筑紫道記」²²⁾文明十二年九月二十日の段に「此の所つかさどる山鹿耆岐守」とあり、博多下代官の職掌が「此の所」²³⁾博多を「つかさどる」²⁴⁾支配することにあつたことを示している。これ以降の関係史料には所職についての所見がないが、山鹿氏関係史料の殆どが博多関係史料であることからしても、山鹿氏が博多下代官を世襲したという川添氏の指摘は首肯できる。そこで問題になるのは、「当津下代官」の「下」が何を意味するのかということである。これについては本節の最後に検討したい。

(二) 山鹿氏の個別的検討

次に、博多下代官として検出できる山鹿耆岐守・山鹿彈正忠・山鹿耆岐守秀宗・山鹿治部少輔・山鹿治部丞・山鹿和泉守秀康について個別的に検討していきたい。²⁵⁾

(1) 山鹿耆岐守

山鹿耆岐守の史料の初見は、「正任記」文明十年十月十五日条で、下限は「筑紫道記」文明十二年九月二十日の段である。実名は不詳。飯田弘秀の家人であり、博多下代官の明証があること、筑前守護代陶弘護の家人と相論して、博多地下に対して検断権を行使したことは川添氏の指摘通りである。²⁶⁾このほか、博多内には山鹿耆岐守の所従が居住しており、山鹿耆岐守が宿主を誅戮したことを「無面目」と「遺恨」した陶弘護家人弘中源四郎は、山鹿所従の家を破却し、亭主を追放した。²⁷⁾また、宗祇の博多下向に際しては「とかくのことわざ」をしており、文化人との交渉が知られる。²⁸⁾

(2) 山鹿彈正忠

山鹿彈正忠に関して年代が明らかな史料は次の永正三年閏十一月十六日飯田興秀書状(B)だけである。

(A) 「包紙ウハ書」
「(異筆)」 「到拜^三十六日

連署

飯田弥五郎殿
(興秀)

道輔^一

於博多善導寺諸人寄宿事、停止之由、任先年御法度之旨、弥厳重可有其沙汰之由候、恐々謹言、

潤十一月十六日

(龍崎)
道輔 (花押)

(弘中)
武長 繼産

(杉)
弘依 (花押)

飯田弥五郎殿^②

(B) 「包紙ウハ書」
「(異筆)」 「永正^三」

飯田弥五郎

善導寺侍者御中

興秀^一

於当寺諸人寄宿事、停止之御法度候処、当时杉十郎方可有寄宿之由、内々就被為聞召候、山鹿彈正忠所迄蒙仰候、

以其旨遂披露候、仍十郎方立被成奉書候、弥厳重可申沙汰之由、对興秀^一別而奉書候間、進候、寺家可被召置候、恐

惶謹言、

潤十一月十六日

興秀 (花押)

善導寺侍者御中^②

史料(A)は、大内氏奉行人が博多善導寺への諸人寄宿停止の確認を飯田興秀に伝達したものであり、史料(B)は、その内容を飯田興秀が遵行したものである。史料(B)によると、当時の筑前守護代杉武連が善導寺への寄宿を企てた時に、善導寺側がこれを大内氏に愁訴した結果、諸人寄宿停止の奉行人奉書が杉武連と飯田興秀に出されたことが判明す

る。この時の善導寺側の愁訴は、まず寺側が山鹿彈正忠に訴え、その内容を飯田興秀が大内氏に「披露」しており、善導寺↓山鹿彈正忠↓飯田興秀↓大内氏という経路で上申された。いっぽう、大内氏からの諸人寄宿停止の伝達は、大内氏↓飯田興秀↓善導寺という経路でなされている。この一件における山鹿彈正忠の役割は、たんに津内寺社の大内氏への愁訴を主人飯田興秀に取り次いだにすぎず、問題の解決には飯田興秀の仲介（一）「披露」が大きく作用した。それは、「於博多善導寺諸人寄宿事停止」を「弥嚴重可有其沙汰」ことを命じられたのが、博多下代官山鹿氏ではなく、その主人飯田氏であったことからわかる。別の史料では、飯田興秀は山鹿彈正忠に対して、御料所両寺并東長寺が常住の時には、「於彼所々諸人寄宿事停止」を「無聊爾可被申沙汰」よう命じている。しかし、飯田興秀が大内氏から直接「諸人寄宿停止」の「其沙汰」(史料(A)) || 「申沙汰」(史料(B)) を命じられていることから、この場合の「申沙汰」の主体は在山口の飯田興秀であり、下代官山鹿彈正忠はその現地における代行者と規定することができよう。

これより先、善導寺領を世良・副田の両人が押領し、その後「分別」して「嚴重一筆」を書いた際に、山鹿彈正忠は筑前守護代神代貞綱に書状を出した。貞綱はその書状を善導寺に披見せしめ、山鹿の馳走を「大切」と評している。（二）ここでの山鹿の馳走の内容は不明であるが、山鹿彈正忠が、在地の寺社領をめぐる寺社と給人間の相論に関与し、守護代とも交渉を行ったことがわかる。

(3) 山鹿耆岐守秀宗

山鹿耆岐守秀宗については、永正十四年の「月村抜句」に「（博多）転田にて山鹿耆岐守秀宗宿所九月十二夜之会に」とあるだけである。宗祇につづいて宗碩とも文芸上の交渉があったことは、山鹿氏の文化的素養の高さを物語っている。また、「筑前国中神仏宝物記」に「一、秀宗状（一）」とあり、本史料成立時の宝永元年の時点では、山鹿秀宗書状が善導寺に伝来していたことを示している。

(4) 山鹿治部少輔

大内氏の博多支配機構

山鹿治部少輔の關係史料は、管見の限り享祿五年八月二十八日宗盛廉書狀(山鹿治部少輔宛)のみである。本書狀は、大内氏と大友氏の「儀絶」を伝え聞いた宗氏が、大内氏の許へ飛脚を派遣した時、「其塊往還事馮存候」と山鹿治部少輔に申し送ったものである。次の山鹿治部丞と何らかの關係が推定されるが、詳細については不明である。

(5) 山鹿治部丞

山鹿治部丞の史料の初見は天文五年九月二十七日宗盛廉書狀(山鹿治部丞宛)であり、終見は天文八年六月十六日宗盛廉書狀(山鹿治部丞宛)である。

天文七年六月二十四日、大内義隆は太誉和尚の申請に任せて、冷泉津善導寺を祈願所とする旨の大府宣を發給した。以下はその関連史料である。

(a) 於博多津、前々御要脚被仰付候時、善導寺事、令支配之由候、今度被補御祈願所上者、更不可準地下仁之条、向後如此之御用雖津中申触候、以聖福寺・承天寺並、可被相除之由被仰出候、此等之趣、对寺家可被申渡之由候、恐々

謹言、

六月廿四日

(首景) 隆著 (花押)
(岡部) 興景 (花押)

飯田石見守殿

(裏書)

「天文七年六月廿五日

興秀 (花押)」

(b) 当津善導寺事、被補御祈願所候、然上者、飼堂物於利倍者、不可及徳政并及時对当津被仰付御要脚支配之時、不准

地下仁之趣被仰出候、任奉書之旨、被得其心可被申談候、恐々謹言、

(興奉) 『天文七覽』六月廿五日

(飯出) 興秀 (花押)

山鹿治部丞殿 (印)

(c) 当寺事、被補御祈願所候、御大慶候、然上者、飼堂物於利倍者不及徳政并及時对当津中従前々被仰付候御要脚支配之時、不可準地下仁之由候、右両条、別紙奉書在之、尤以珍重候、恐々謹言、

(興奉) 『天文七覽』六月廿五日

(飯出) 興秀 (花押)

善導寺侍者御中 (印)

史料(a)は、大内義隆大府宣をうけて、聖福寺・承天寺並に津内要脚を免除する特権を善導寺に付与した大内氏奉行人連署状である。この文書の充所は飯田興秀であり、翌六月二十五日に興秀自らが裏封している。史料(b)・(c)は、(a)をうけた飯田興秀が飼堂物利倍の場合には徳政に及ばないこと、博多津に対する賦課が大内氏からなされた時は地下の仁に準ずべからざること、すなわち要脚を免除することを、博多下代官山鹿治部丞及び善導寺に対して伝えた遵行状の性格を有する書状である。(b)・(c)からすると、(a)以外に「飼堂物於利倍者、不可及徳政」旨の「奉書(a)」が存在していたことになる。大府宣、(a)・(a)・(b)・(c)の一連の文書の伝達関係を文書の発給者と充所の関係からみると次のように図示することができる。(印)



大内氏の博多支配機構

さて、史料(b)で山鹿治部丞が飯田興秀から命じられているのは、「任奉書之旨、被得其心、可被申談」ことであるが、(a)によると飯田興秀は、「対寺家可被申渡」ことが大内氏から命じられている。この文言の相違から、大内氏の通達の遵行を命令されたのは飯田興秀であり、その家人で博多下代官の山鹿治部丞は、通達の内容を理解し、現地において寺社側と交渉する役割を担ったことがわかる。また、博多津中に対する大内氏の徳政実施と要脚賦課に、飯田氏および山鹿氏が関与したことがこれらの史料から推定できる。

この山鹿治部丞は対馬宗氏との交渉が知られる。天文四年、宗氏は大内氏への使者派遣に際して、先の山鹿治部少輔同様、山鹿治部丞にも「其堺事」を依頼している。⁴³ 天文五年には、山鹿治部丞は漂流人十一人の送還を行い、宗氏から謝礼として鷹一連・木綿百端を贈られた。⁴⁴ この漂流人は、宗盛廉が「併加様之類不可許容之由、從彼国連連申渡候」と述べていることから、「彼国」＝朝鮮の漂流人であったと考えられる。この山鹿氏の漂流人送還の背景には、山鹿氏の対外交渉への志向性が存在したと考えられる。

これと関連して、天文八年の大内氏の遣明船派遣に際して、博多滞在中の策彦周良と山鹿治部丞が数回交渉を持ったことも注目される。⁴⁵ 「策彦和尚初渡集」天文七年十一月五日条には「晚炊于山鹿私宅」とあって、策彦と山鹿の緊密な交渉が知られるが、それとともに注目されるのは「山鹿私宅」が博多に存在したことである。これは(3)の山鹿秀宗の場合にも確認されるが、山鹿氏の博多常駐を裏付けるものであり、主人飯田氏が在山口で、山鹿氏が在博多という原則に符合している。

(6) 山鹿和泉守秀康

年代の確実な史料によると、山鹿和泉守秀康は、天文十八年八月から同十九年十月まで確認されるが、次のような発給文書を残している。⁴⁶

就鑄物師公事役之儀、對讚井若狹守方被仰子細候畢、日記三ヶ条内二ヶ条事者、任御意可申談之由、夜前被申候、今一ヶ条他国よりの事ハ、可被成御分別之由候、雖然此条堅蒙仰候条、猶々加意見、重々可被申候、先以早々鑄物衆へ公役調之段、可被仰付事肝要存候、委曲使者可得御意候、恐惶謹言、

〔天文十八年ウ〕
八月廿三日

秀康（花押）

〔礼紙ウハ書〕

山鹿和泉守

真繼殿^{〔大内〕}
人々御中

秀康 一〇

これは、天文末年の真繼久直による大内領国内鑄物師公事役徴収の際の關係史料である。山鹿秀康は当時の博多下代官と推定されるから、本書状は真繼久直の博多鑄物師に対する働きかけに関する史料と考えられる。内容からすると、交渉事項三ヶ条のうち二ヶ条は決着がついたが、残り一ヶ条は「他国よりの事」であつたので未解決であつた。山鹿秀康は真繼久直に対して、博多鑄物師公役の徴収を促している。博多鑄物師に対する鑄物師公役賦課の実施にあつては、真繼久直は山鹿秀康を仲介して、讚井若狹守・讚井隆喜といった博多鑄物師を統轄する大内被官と交渉しており、讚井氏はこれに反発している。讚井氏の反応の背景には、鑄物師の全国的支配を志向する中央系鑄物師（真繼氏）に対する在地鑄物師の反発があるが、山鹿秀康は大内氏の免許を得た真繼氏に加担して、その支配一元化の一端を担つたのである。

就鑄物師公事之儀、柳原殿御内真繼^{〔大内〕}兵庫助殿御出津候哉、以両使委細蒙仰候、殊御綸旨之案文并御奉書令拜見候、然者彼公事之儀、諸国共ニ御存知之由候之間、定而至豊州^{〔茂〕}可被仰談候之条、分国中之事、可有其下知之候、其刻堅

固可申付候、此由可然之様、可預御心得候、恐々謹言、

(天文十八年)

八月十七日

(秀康)

山鹿和泉守殿御報

鑑盛(花押)

本文書の「豊州」を『中世鑄物師史料』では筑前守護氏杉豊後守興運に比定し、また網野善彦氏は発給者鑑盛については不明であるとしている。その当否について検討したい。この真継久直が「出津」した「津」が博多津であることは、文書の充所が山鹿秀康であることから首肯できる。本文書から、(1)山鹿秀康が両使をもって鑄物師公事について鑑盛に伝達したこと、(2)繪旨の案内(天文十二年三月十六日後奈良天皇繪旨案)と奉書(天文十八年三月十八日大内氏奉行人連署奉書)をその時鑑盛に伝えたことが判明する。これに対して鑑盛は、「然者彼公事之儀、諸国共ニ御存知之由候之間、定而至豊州茂可被仰談候之案、分国中之事、可有其下知之候、其刻堅固可申付候」と返答し、「豊州」の下知がなされた時にそれに従うと述べている。この「豊州」を豊後守||杉興運と解釈すると、この時点で杉興運の判断がなされていないことになるが、ここでいう真継文書の後奈良天皇繪旨案には杉興運の裏封があり、平井文書の杉興運宛大内氏奉行人連署奉書案にも同じく興運の裏封がある。また、大宰府鑄物師を統轄していた山田隆朝のもとにこれと同じ奉書案は天文十八年八月四日には到来しており、この八月十七日の時点で杉興運の指示が全くなされていないとは考え難い。この「豊州」を杉興運に比定するには無理があろう。そこで、鑑盛という実名に注目すると、大内氏の被官とするより、豊後の大友義鑑の偏諱をうけた大友氏被官と推定する方が妥当と考えられる。「豊州」とは豊後国を意味し、具体的には大友義鑑を示している。そうすると、博多津内の鑄物師公事について大内氏の博多下代官山鹿秀康と交渉している鑑盛は、大友氏領博多興浜の代官的人物と考えることができよう。すなわち、鑑盛は、大友氏被官として、博多下代官山鹿氏から伝達された大内領国内での鑄物師公事役徴収を、大友氏領博多興浜では一旦

拒否し、大友氏領を含む大友氏分国中は「豊州」^⑧大友義鑑の指示に従うと山鹿秀康に返答したのである。また、博多興浜への点役公事は大内氏側が徴収権を有していたことを前稿で指摘したが、鑄物師公役については領国（分領）原則が貫徹し、大内氏の徴収命令は大友氏領博多興浜には及ばなかったと考えられる^⑨。

以上の考察から、山鹿秀康は、真継久直に近い立場から、大内氏支配下の博多においては大内氏被官讃井氏へ、大友氏領博多興浜については大友氏被官鑑盛へのそれぞれ仲介者としての役割をはたしたことが明らかになった。

このほか、飯田興秀は宮崎宮造宮に関連して、「為興秀代、山鹿和泉守秀康相副」「存其旨、对秀康申下候」と述べている。山鹿秀康が飯田興秀の代官として宮崎宮造宮に関与したのであり、山鹿氏が秀康の段階まで一貫して飯田氏被官として活動したことを示している。また、(5)の山鹿治部丞と(6)の山鹿和泉守秀康は同一人物の可能性^⑩があることを指摘しておきたい。

(7) 小結

以上、山鹿氏について史料に即して個別的検討を行ったが、本節を結ぶにあたり、大内氏の博多支配機構における博多下代官山鹿氏の位置を検討したい。

博多下代官という職名から、これに対応して博多上代官という役職の存在が推定される。この上・下については、(1)地域的な上下関係^⑪博多を上地区と下地区に分割したという見方と(2)支配上の上下関係という二通りの解釈が可能である。(1)については、大内氏が博多を上下二地区に分割して支配したという徴証はなく、(2)の解釈の方が妥当であると考えられる。博多下代官の上に博多代官があり、山鹿氏はその現地における代官^⑫又代官と推定できる。

それでは次に、大内氏の博多代官の比定を行わなければならないが、本節で検討した山鹿氏の主従関係、および大内氏への津内寺社の訴訟経路、大内氏発給文書の伝達のあり方等からみて、飯田氏以外には考え難い^⑬。大内氏の博多代官は飯田氏であり、「下代官」山鹿氏は現地におけるその代行者^⑭又代官であった。この両者の関係は、大内分国に

おける守護代と小守護代（守護代被官）との関係と同性格のものであり、博多代官飯田氏が大内氏の有力家臣として山口に居住したために、その被官山鹿氏が下代官として現地に派遣されたと考えられる。山鹿氏が博多下代官を世襲したのは、実は飯田氏が博多代官を世襲したからに他ならない。

少なくとも文明十年以降の大内氏の博多支配機構は、大内氏（山口）―博多代官飯田氏（山口）―博多下代官山鹿氏（博多）―博多地下という構造であった。

三 博多代官飯田氏

本節では、前節で大内氏の博多代官に比定した飯田氏と博多の関係について検討したい。

八幡宮宮崎御油神人弥次郎大夫申、博多奥堂屋敷畠等事、任代々免許状旨、所被聞諸役之也、仍状如件

永享九年五月十三日

飯田 秀家（花押）^⑧

飯田秀家が、宮崎宮油座神人で博多奥堂に屋敷・畠地を持つ博多商人奥堂氏の屋敷・畠への諸役を免除した書下である。永享三年四月四日には大内氏家臣陶宣輔が同様の公事免許書下を出しており、飯田氏の博多への関与は持世期以降と考えられる。

次の教弘期になると、大内氏は次のような免許状を発給した。

大内教弘
（花押）

依為宮崎神人、御油役諸公事以下、任先例被免除訖、仍状如件

嘉吉三四月三日

(飯田)
秀家奉

博多

奥堂左衛門大夫⁶⁵

飯田秀家は大内教弘袖判免許状の奉者として活動しており、またこの免許状を施行した大内氏奉行人連署奉書の奉者をも勤めていた。これ以降の大内氏による奥堂氏宛公事免許状を一覧表にすると表(1)のようになる。

嘉吉三年から天文二十二年に至る七通の免許状は、奉者が実名書から官途書に変化する他は、大内氏袖判飯田氏奉書という様式、文言、付年号は全く同一の形式をとっている⁶⁷。つまり、嘉吉三年に博多商人奥堂氏への公事免許状の奉者には飯田氏がなるといふ原則が成立し、その文書様式は大内氏滅亡時まで固定化したのである。山鹿氏が史料的に検出される文明十年以降の飯田氏の奉者としての立場が、博多代官としての役職に由来するとすれば、飯田氏の博多代官就任は、教弘期の嘉吉三年まで引き上げることができよう。飯田氏は持世期から博多に関与し、教弘初期にはすでに博多代官であったと考えられる。以下、飯田秀家・弘秀・興秀と博多との関係を個別的に検討したい。

(1) 飯田秀家

飯田秀家は教弘期に大内氏の奉行人として活躍し、多数の奉行人奉書の奉者となっている。長祿四年十一月廿五日の「養子御法事」⁶⁸の充所に、守護代・代官に続いて「飯田石見入道鼻秀」と見えることは、秀家が分国支配機構の枢要な地位にあった重臣であることを示している。寛正五年には、山口に再度下向した東福寺の翱之惠鳳と交流があり、儒学にも造詣が深く、「防之良吏」と称された文化人でもあった⁷⁰。

博多代官としての飯田秀家の事績は、先述した永享九年の奥堂弥次郎の公事免許と嘉吉三年の大内教弘公事免許状の奉者としての活動しか知りえない。このほか、筥崎松の採用を禁止した康正二年十一月日の禁制⁷¹に筑前守護代仁保

盛安・奉行人内藤道行とともに連署している。

飯田秀家が奉行人奉書の奉者として活動したことは、直臣としての山口への常住を意味する。そうすると、文明期以降の山鹿氏に相当する博多下代官が教弘期にも存在したと考えられるが、管見の限り検出できない。

(2) 飯田弘秀

表(1)より、文明十年と明応六年の二回にわたって公事免許状の奉者となっており、少なくともこの期間は博多代官であったと考えられる。弘秀は飯田秀家の一族と考えられるが、宗像氏郷とも姻戚関係を持っていた。また「大内問答」の充所に弘秀の名前が見えるなど、大内氏家臣屈指の有職故実の人でもあった。

文明十年十月の大内政弘の博多滞在中は、大内氏の命令の奉行、使者、大内氏への披露、大内政弘への供奉等を行

表 (1)

年月日	袖判者	奉者	充所	番号
嘉吉 3・4・3	大内教弘	(飯田)秀家	博多奥堂左衛門大夫	一九号
文明 10・11・25	大内政弘	(飯田)弘秀	博多奥堂右馬大夫	二七号
明応 6・4・29	大内義興	(飯田)弘秀	博多奥堂左衛門大夫	二九号
永正 16・4・24	大内義興	(飯田)興秀	奥堂左衛門大夫	三〇号
享祿 2・5・3	大内義隆	(飯田)興秀	奥堂左衛門大夫	三一号
天文 3・4・6	大内義隆	石見守(飯田興秀)		三二号
天文 22・4・6	大内義長	石見守(飯田興秀)	奥堂左衛門大夫	三三号

うなど、政弘の近臣として活動している。

先述のように、文明十年十月十五日、筑前守護代陶弘護家人弘中源四郎の宿主を、飯田弘秀家人博多下代官山鹿老岐守が「連々有罪科題目」路次において討ち果たした。弘中が宿主を誅戮されるのは「無面目」として遣恨し、山鹿所従の家を破却し、亭主を追放したのが発端となつて、陶弘護と飯田弘秀の対立を招いた。大内政弘は「無事可然」という方針でのぞみ、その斡旋によつてこの事件は解決した。この時、大内政弘は「当津（博多）之儀」について飯田弘秀と内密に談合しており、この事件が一つの契機となつて筑前守護代職を辞任しようとした陶弘護が大内政弘に言上した五ヶ条の中に「当津（博多）事」がある。これは、この相論の背景に博多支配をめぐる守護代陶弘護と博多代官飯田弘秀の対立があつたことを示している。陶弘護の五ヶ条言上に対して、政弘の奉行人相良正任が「御返事、今日被仰出了、万事成無事了」と記していることから、陶弘護に対して有利な裁決が出たと推定される。一節で述べた陶氏の博多興浜入船公事免除行為は、その延長上で捉えることができる。

このほか弘秀は、文明十年十月二十九日「神崎郡御代官職祝言」として、太刀・三百疋・樽十・雁二・水鳥五を大内政弘に進上した。

(3) 飯田興秀

飯田興秀は弘秀の子で、大内氏の奉行人であつた。飯田氏は大内氏家臣中第一の弓馬故実の家であり、興秀も故実家であつた。興秀と肥前平戸の武士籠手田定経との文化的交渉については、米原正義氏の研究がある。

飯田興秀は、表(1)より、永正十六年から天文二十二年まで大内氏の公事免許状の奉者を勤めており、少なくとも永正三年より天文二十二年までは博多代官に在職したと考えられる。先に指摘したように、博多善導寺文書において大内氏の善導寺に対する命令が飯田興秀を経由してなされたこと、興秀が善導寺の愁訴を大内氏に披露したこと、大内氏から「諸人寄宿停止」の「其沙汰」||「申沙汰」が興秀に命じられていることは、興秀の博多代官としての活動を

示している。

享祿二年十月二十六日、対馬守護代宗盛廉は飯田興秀に書状を出し、「仍博多津御領内之仁山田又左衛門尉、対当島慮外之公事申懸候、定其間候哉、可然之様預御分別候者、弥御入魂所仰候」と述べている。博多の大内氏被官山田又左衛門尉が対馬船に対して「慮外之公事」を賦課したのに対して、宗氏側が抗議し、善後策―公事免除を依頼したのである。この書状が飯田興秀に対して出されたのは、興秀が博多代官であったからに他ならず、宗氏側は、博多代官飯田興秀が山田の公事賦課を抑止することを要請したのである。

天文八年の遣明船派遣に際しては、同年二月十九日に飯田興秀が博多滞在中の遣明副使策彦周良に設備をしており、二月二十七日には使者を派遣して策彦に一束・一本を贈り、翌二十八日に策彦は興秀に面会し昨日の礼を述べている。遣明船派遣時には、飯田興秀は博多に滞在したことが判明する。「策彦入明記」には山鹿氏や飯田氏との交渉は記されているが、筑前守護代杉興運との交渉は全く所見がない。このことは、遣明使節一行の接待を現地で担ったのが守護代ではなく、博多代官―博多下代官のラインであったことを物語っている。

また、天文期の筥崎宮造営に際して、飯田興秀が代官として山鹿秀康を派遣したことは前述の通りである。その関係史料に、

一、築石事、幸飯田石見守(興秀)在津候条、可被裁判之由被成奉書候、可被申談候、

とあって、筥崎宮造営時に興秀は箱崎か博多に在津しており、築石について裁判することが大内氏から命じられた。

次に、主題からやや離れるが、別稿で検討できなかった飯田興秀の三笠郡代としての活動に言及しておきたい。

筑前国三笠郡生島内五町和佐橋地事、天文六年四月五日任御判并奉書之旨、所渡進也、仍執達如件

天文六年五月十三日

石見守(飯田興秀)
(花押)

本文書は、飯田興秀が三笠郡内五町地を御判・奉書の旨に任せて大内氏被官末久清氏に打渡した下地打渡状である。大内領国においては、下地・土貢の打渡しは郡代の基本的な職掌であるから、当時飯田興秀は三笠郡代であったと考えられる。これは、永禄二年の角東北院信順置文に「郡役飯田石見守興秀」とあって、飯田興秀を三笠「郡役」^⑨ 郡代としている記事と符合する。

飯田興秀は、天文初年に九州に出陣し、天文三年十月に肥前国小城三津山陣において籠手田定経へ弓馬・軍陣供立などの故実を談じ、同四年七月十七日には大宰府の岩屋城において定経へ故実を伝授した。^⑩ 同年十月十七日には「明日者かならずく可有御登城候」と述べていることから、天文四年十月当時も岩屋城に在城したと考えられる。もし、早良郡・怡土郡で検証した郡代^⑪ 城督の關係が三笠郡においても敷衍できるならば、三笠郡代飯田興秀は岩屋城督を兼務したことになり、三笠郡代の在職を天文四年まで引き上げることができる。

大内氏の有力家臣であった飯田興秀が、分国内の一郡代に補任されることは極めて異例であり、飯田興秀の三笠郡代就任は、少弐・大友氏との戦闘下という臨戦体制的性格が強い。同時に、興秀が博多代官であったこともその人事に影響したと考えられる。なお、当時の飯田興秀と太宰府天満宮との文化的交渉については、川添昭二氏が明らかにしている。^⑫

(4) 小結

博多代官としての飯田氏は、秀家・弘秀・興秀の三名が検出され、代々、博多商人・筥崎宮油座神人奥堂氏への課役免除の奉者となったほか、博多津内寺社の訴訟の大内氏への披露、大内氏の命令の博多内への伝達を基本的な職掌とした。このほか、遣明使節との交渉、筥崎宮造宮への関与をしている。

飯田氏は大内氏の奉行人として、山口在勤を原則とした結果、博多支配においては下代官山鹿氏を必要としたのである。また飯田興秀の場合、臨戦体制下において九州に下向し、三笠郡代を兼務したことは、大内氏の博多支配強化をも意味した。大内氏が、大友氏との戦闘中、大友氏領博多興浜を押領し、天文七年の和睦後もこれを返付しなかつたことはそれを裏付けている。

おわりに

以上、大内氏の博多下代官山鹿氏および博多代官飯田氏について個別的に検討してきた。十五世紀後半から十六世紀前半にかけての地域権力の博多支配機構は、大内氏―博多代官飯田氏―博多下代官山鹿氏という大内氏の博多支配機構と、大友氏―博多（興浜）代官田原氏という大友氏の所領支配機構が共存し、かつ競合関係にあった。このような大内・大友両氏による二元的博多支配が、十六世紀後半の大友氏支配下においていかに一元化されたかを検討して本稿の結びとしたい。

戦国期の大友氏の博多支配については、永祿期の博多津内は大友氏の公領地として管理されているが、高橋鑑種に与えられた筑前守護代的権力は及んでおらず、吉弘鎮信が博多を管掌していたこと、天正期になると、「津内においても立花氏の分国として把握されるに至り、東・西地下中に対応して家臣を東西役職に補任してこの裁判を行な」ったことなどが西村圭子氏によって指摘されている。大友氏時代の博多が東西に分かれていたことは西村氏の指摘のとおりであるが、この点を更に検討してみたい。

田尻河内入道殿

月役

至田原妙永致無音之通、先日預御使者候、早々御返事可申候処、地下中ニ申聞候故、延引候、又々預御状候、爰元方々依償申度候、必々以吾人可申入候、此由可得御意候、恐々謹言

潤三月廿一日

西分月役(黒印)

田尻河内入道殿參御報(〇)

博多西分には月役が存在した。しかしそれは、単なる西分の代表というだけでなく、「地下中ニ申聞候」とあるように、大友氏(戸次氏)側の意を博多西分地下中に伝えるという、支配の末端機能をも担ったのである。

御直書謹而拜見仕候、仍田原妙永・同龜寿殿被成御在城候、就其從地下中可致馳走之由被仰聞候、存其旨候、尤早々雖可申上候、津内依濟々、于今無沙汰申上候、地下中申催不可存疎略候、此由可然之様可預御披露候、恐惶謹言

六月十三日

宗詰(花押)

道易(花押)

紹二(花押)

連吉(花押)

宗任(花押)

宗禎(花押)

西分中

小野和泉守殿

山布美作守殿

大内氏の博多支配機構

本文書は、博多西分中の六名の町人が「御直書」に対して出した請文である。文書様式は披露状の形式で、文書の直接の充所小野、由布両名は戸次氏（立花氏）の重臣であるから、「御直書」とは戸次氏の直書であり、本請文の実質的な充所は戸次氏であった。立花城督戸次氏が博多地下中の馳走を求め、それを「存其旨候」と承諾したことを伝えているが、「地下中申催」とあるように、この西分中の六名は西分の地下町人に「申催」す役割を担った西分中の有力町人と考えられる。某年には、博多西分地下中が樽・肴を大友宗麟に進上しており、西分が単なる行政単位ではなく、博多地下人の結合単位でもあったことを示している。博多西分は博多地下人の物的結合の単位であり、その上層部に月役や六名の有力町人が存在し、大友氏の博多支配機構の末端を担ったのである。東分については月役に関する史料はないが、西分と同様の構造であったと考えられる。

次の二通は東分についての史料である。

博多東分裁判之儀、乍斟酌先々応上意候之条、毎事堅固之取沙汰肝要候、委細池辺六郎次郎可申候、恐々謹言

四月廿七日

(戸次)
道雪（花押）

由布美作入道殿(戸下)

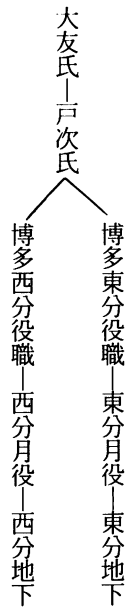
博多津東分役職之事、預進之候、被任前々模、堅固之裁判肝要候、乍勿論不可有他之妨候、為存知候、恐々謹言

九月五日

(戸次)
統虎（花押）
(戸次)
道雪（花押）

由布美作入道殿(戸下)

いずれも、戸次氏（立花氏）が由布美作入道に対して、「博多東分裁判」「博多津東分役職」に任じ、「堅固之取沙汰」「堅固之裁判」を命じたものである。大友氏の博多東分役職に戸次氏被官由布美作入道を任命した主体は戸次氏であり、戦国末期の博多東分は戸次氏によって統轄されていたと推定することができる。この大友氏—立花城督戸次氏—博多東分役職由布氏という博多支配機構は、先に検討した大内氏の支配機構と極めて類似している。ただし、両者を比較すると、大友氏の機構は時代に即応して軍事的色彩が強い点に特色がある。いっぽう、博多西分については、西分中の六名が戸次氏に「馳走」を承諾した請文を提出していることから、東分と同様の機構が存在し、その統轄者は同じく立花城督戸次氏であったと考えられる。すなわち、戦国末期の大友氏の博多支配機構は次のように図示することができる。



大友氏末期の博多支配は、大内氏時代の大内・大友両氏による二元的支配構造から、戸次氏を介しての一元的構造に統一されたのである。また、博多の地域構造が、大内氏支配下の博多部と大友氏領興浜という南北の二重構造が、大友氏時代には東西の結合に変化していることは中世都市博多を考える上で見のがすことができない。また、博多の有力町人を支配機構の末端に組織したことは博多支配機構の整備・強化を意味したが、これが必ずしも支配の強化につながらなかったことは、冒頭に示した通りである。

〔注〕

- (1) 拙稿「中世後期の博多と大内氏」(『史淵』百二十一輯)。以下、前稿と呼ぶ。
- (2) 川添昭二「九州探題と日朝交渉」(『西南地域史研究』一輯)。
- (3) 『老松堂日本行録』。
- (4) 拙稿「大内氏の筑前国支配—義弘期から政弘期まで—」(『九州中世史研究』一輯)。以下、「支配」と略す。
- (5) 大友氏の朝鮮貿易については、外山幹夫「大友氏の対鮮貿易」(同氏『大名領国形成過程の研究』第五章)参照。
- (6) 前稿一七〇—二二頁。
- (7) 松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史』6巻、一八八頁。
- (8) 『イエズス会士日本通信』上、一三九頁、一五五七年十月二十八日付バードレ・ガスバル・ピレラ書簡。
- (9) 竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮・博多史料』続中世編。
- (10) 拙稿「大内氏の筑前国守護代」(『九州中世史研究』二輯)。以下「守護代」と略す。本稿の筑前国守護代に関する記述は、特にことわらない限り本論文によっている。
- (11) 「支配」二七八頁。
- (12) 「世祖実録」十年八月癸未条。
- (13) 博多善導寺文書。
- (14) 同前。
- (15) 同右享祿五年二月二十八日善導寺領坪付注文。
- (16) 同右天文四九月十三日杉興運書下。
- (17) 称名寺文書(『筑前国統風土記附録』所収)。
- (18) 同右六月九日大内氏奉行人連署状。
- (19) 川添昭二「古代・中世の博多」(『博多津要録』一、のち同氏『中世九州の政治と文化』に再録。以下の本論文の頁数は後者による。)
- (20) 拙稿「支配」三三三頁、および注(236)(238)。
- (21) 『大日本史料』八編之下、八〇〇頁。
- (22) 金子金治郎『宗祇旅の記私注』所収。

(23) この六名は実名が不明な者があり、同一人がいる可能性がある。

(24) 川添昭二「古代・中世の博多」八九頁。

(25) 「正任記」文明十年十月十五日条。

(26) 「筑紫道記」。

(27) 博多善導寺文書。

(28) 同前。

(29) 同右八月十三日飯田興秀書状（山鹿彈正忠宛）。

(30) 史料(A)の奉書を善導寺に伝達した飯田興秀書状が奉書と同じ日付であることから、この当時興秀は山口にいたと推定される。

(31) 博多善導寺文書□月十日神代貞綱書状。

(32) 川添昭二・棚町知弥・島津忠夫編者『太宰府天満宮連歌史』資料と研究1、一〇四頁。

(33) 九州歴史資料館《九州の神社シリーズ4》『筑前博多善導寺』五四頁。

(34) 「大永享祿之比御状并書状之跡付」一一六号（田中健夫『対外関係と文化交流』所収）。

(35) 同右一九八号。なお、本史料一九九号、二〇〇号、二〇一号、二〇二号の宗盛廉書状の充所はいずれも山鹿治郎丞となっているが、山鹿治部丞の誤まりと考えられる。

(36) 同右三〇一号。

(37) 博多善導寺文書。

(38) 同前。

(39) 同前。

(40) 同前。

(41) 史料(b)(c)において史料(a)を「奉書」と称していることに注意したい。

(42) この文書伝達の原理が当事者主義であるのか、職権主義であるのかは今後の課題としたい。

(43) 「大永享祿之比御状并書状之跡付」三〇一号。

(44) 同右一九九〜二〇二号。

- (45) 同右一九九号。
- (46) 「策彦和尚初渡集」天文七年十一月五日条、同月十七日条、十二月二日条、同八年正月三日条、正月八日条（牧田諦亮『策彦入明記の研究』上巻）。
- (47) 真継文書九四号（天文十八年）八月十七日鑑盛書状（山鹿和泉守宛）、名古屋大学文学部国史研究室編『中世鑄物師史料』所収。
- (48) 同右二一七号（天文十九年）十月十四日讚井隆喜書状（山鹿和泉守宛）。なお、本書状の年代比定については、前稿注（40）参照。
- (49) 同右九五号。
- (50) 前稿七〇九頁。
- (51) 真継文書九四号。
- (52) 網野善彦「解説」（『中世鑄物師史料』）。
- (53) 同前。
- (54) 真継文書四四号。
- (55) 同右七七号。
- (56) 同右四四号。
- (57) 『中世鑄物師史料』参考史料三九号。
- (58) 真継文書九三号。
- (59) このことは、大内氏が押領していた大友氏領博多興浜が、天文十二年以降大友氏に返還されたことを示している。前稿二〇〇～二〇二頁参照。
- (60) 田村別家文書五月二十三日飯田興秀書状（『宮崎宮史料』二六八号）。
- (61) 現在の善導寺文書には山鹿氏の発給文書は存在しない。しかし、「筑前国中神仏宝物記」善導寺の項には、「山鹿治部丞状」一通、「山鹿治部丞秀康状」一通、「秀宗状」一通の計三通の山鹿氏発給文書の題名が書き上げられている。この「山鹿治部丞秀康状」の「山鹿治部丞」の部分は、他の文書の題名からすると包紙ウハ書あるいは礼紙ウハ書に拠っていると推定される。この記述に誤まりがなければ、山鹿治部丞の実名は秀康であり、山鹿和泉守秀康と同一人物ということになる。

- (62) この点については、すでに西村圭子氏が「津内の職制は明確でないが、当初飯田弘秀家人を「当津下代官山鹿老岐守」とある為、弘秀が代官と考えられる」と指摘されている(同氏「戦国時代の都市自治とその限界」『歴史教育』12-8)。
- (63) 菅崎宮油座文書一四号(川添昭二「御油座文書写」『菅崎神宮文書』『石燈籠銘文』『九州史学』七号)。
- (64) 「支配」二六七頁。
- (65) 油座文書一九号。
- (66) 同右二一。
- (67) 三三号文書の充所がないのは筆写の際の脱落と考えられる。
- (68) 田村哲夫「守護大名『大内家奉行衆』(『山口県文書館研究紀要』五号)。
- (69) 「大内氏掟書」九条(『中世法制史料集』三卷)。
- (70) 米原正義『戦国武士と文芸の研究』五七六頁。
- (71) 田村大宮司家文書(『菅崎宮史料』)。
- (72) 「正任記」文明十年十月一日条。
- (73) 米原正義前掲書六五五頁。
- (74) 「正任記」文明十年十月三日条。
- (75) 同右文明十年十月五日条。
- (76) 同右文明十年十月五日、同二十四日条。
- (77) 同右文明十年十月二十三日条。
- (78) 川添昭二「古代・中世の博多」八九頁。
- (79) 「正任記」文明十年十月二十四日条。
- (80) 川添昭二「古代・中世の博多」八九頁、抽稿「支配」三五五頁。
- (81) 「正任記」文明十年十月二十六日条。
- (82) 同右文明十年十月二十九日条。
- (83) 近藤清石『大内氏実録』。
- (84) 田村哲夫前掲論文、抽稿「大内氏の評定衆について」(『古文書研究』一九号)。

- (85) 米原正義「武家故実の地方伝播―飯田興秀と籠手田定経―」(『戦国武士と文芸の研究』)。
同前。
- (86) 八頁、史料(A)。
- (87) 「大永享禄之比御状并書状之跡付」一七号。なお、前稿一八―一九頁参照。
- (88) 「策彦和尚初渡集」天文八年二月十九日条。
- (89) 同右天文八年二月二十七日条。
- (90) 同右天文八年二月二十八日条。
- (91) 石清水文書三月十五日大内氏奉行人連署状(『宮崎宮史料』四〇三号)。
- (92) 拙稿「大内氏の筑前国郡代」(『九州史学』六九号、のち木村忠夫編『九州大名の研究』に再録)。以下、「郡代」と略す。
- (93) 末久文書。
- (94) 「郡代」。
- (95) 太宰府天満宮文書(『太宰府天満宮連歌史』I所収)。
- (96) 角東北院信順置文の「其時分郡役飯田石見守興秀以調達、小鳥居子信元ヲ掣ニ取」という記事を、飯田興秀が小鳥居信元を掣にとつたと解釈することがあるが(例えば『太宰府天満宮連歌史』II、八一頁)、むしろ、これより以前の記事に見える大鳥居某が、飯田興秀の「調達」によって小鳥居信元を掣にしたと解すべきである。
- (97) 米原正義前掲論文。
- (98) 同前。
- (99) 「郡代」。
- (100) 川添昭二『中世文芸の地方史』三五八―三六三頁。
- (101) 前稿二〇頁。
- (102) 西村圭子「大友氏末期における筑前支配形態の変遷」(『大類伸博士喜寿記念史学論文集』)。
- (103) 田原文書。なお、充所の田尻河内入道は、立花文書永禄十二年戸次鑑連親類与力被官分捕手負注文に「頸一 田尻河内守討捕之」とその名が見えており、戸次鑑連(道雪)の家臣であった。
- (104) 田原文書

(106) 同右卯月二十四日大友宗麟書状(田原入道宛)。

(107) 由布文書。

(108) 同前。